

箕曲小学校いじめ防止基本方針

1 いじめに対する基本的な考え方（第2条）

〈いじめの定義〉

いじめとは、「当該児童に対して一定の人間関係にある者が、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)」であり、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1 一定の人間関係とは

学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒との何らかの人的関係を示す。

※2 物理的な影響とは

身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。また、表面上、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生する場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめの定義に該当するか否かを判断するものとする。

◎いじめの解消の要件

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じ他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為の解消

被害者に対する行為が止んでいる状態が相当の期間(3か月を目安)継続していること。

② 被害者が心身の苦痛を受けていないこと

被害者本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

〈基本的な考え方〉

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。本校では、すべての児童がいじめを行わず、また他の児童に対するいじめを認識しながら、これを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響やその他いじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

〈学校及び教職員の責務〉（第8条）

いじめが行われず、すべての児童が安心して学校生活を過ごすことができるよう、保護者及び関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適正かつ迅速に対処する。

2 いじめ防止等の対策のための具体的な取組（第16条・22条）

① いじめの防止

- ・ いじめを生まない学校風土の醸成(居場所づくり)
- ・ 自己有用感の育成(絆づくり)
- ・ 社会性やコミュニケーション能力の育成
- ・ 児童自らがいじめについて学ぶ自主的な取組の推進
- ・ 児童自らがいじめ防止に対する主体的・自主的活動への支援

② 早期発見・早期対応

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、全児童との個人面談
- ・ 日常的なノート(授業・日記・家庭連絡帳等)でのやりとり、家庭訪問の取組
- ・ チェックリスト等の作成や教職員の情報共有体制整備
- ・ 児童や保護者が相談しやすい環境整備

③ いじめに対する措置

- ・ いじめられた児童、知らせた児童の安全確保
- ・ 担任一人が抱え込まない情報共有体制・組織対応体制の確立
- ・ 保護者との連携、教育委員会への報告や関係機関との連携

④ いじめ対応等に関する教職員の資質向上

- ・ 未然防止の取組やいじめ対応の研修会、事例検討会の実施等

3 重大事態への対処（第28条）

〈重大事態の定義〉

重大事態とは、いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時をいう。

〈自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合等〉

○いじめにより、児童が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時

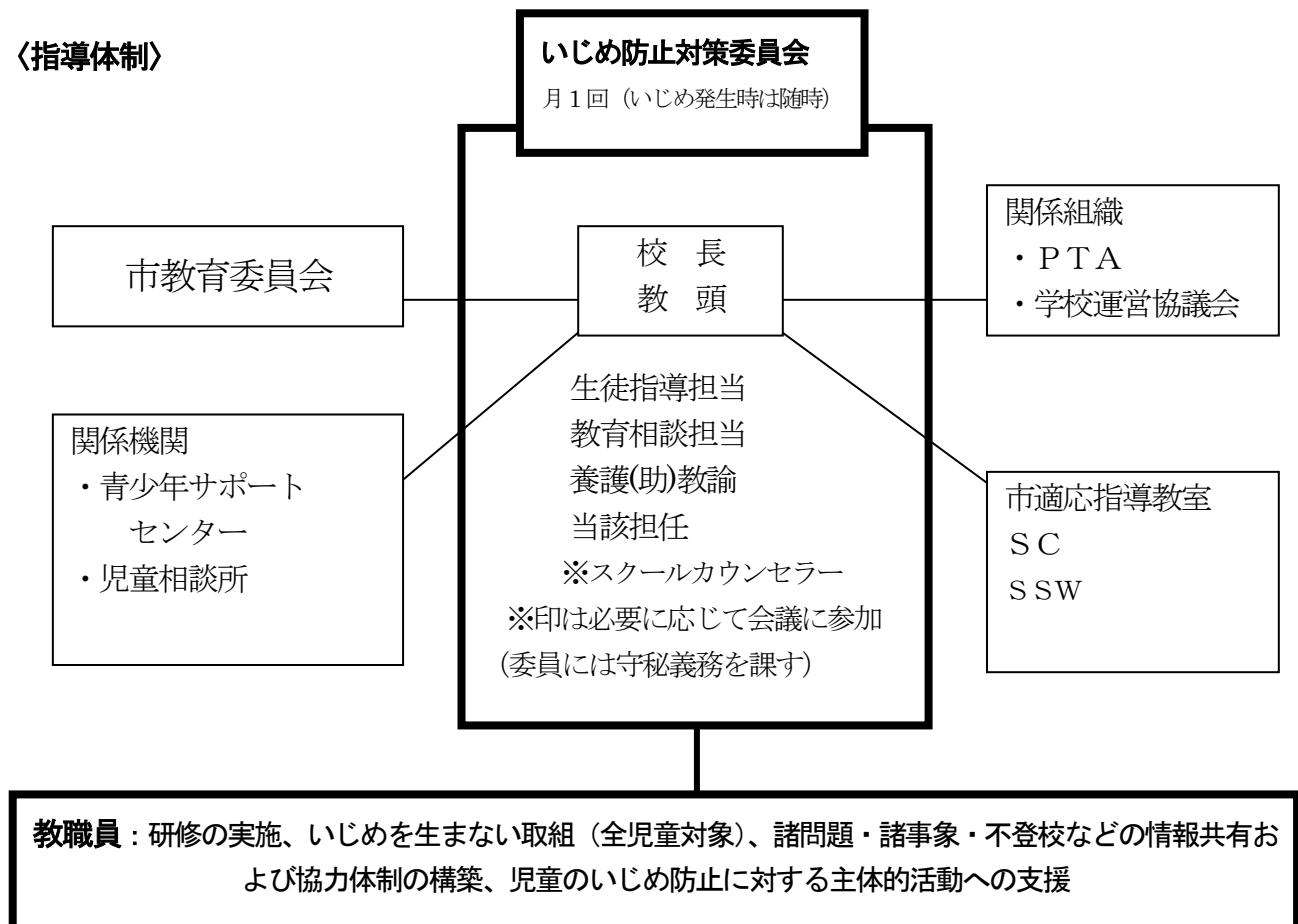
- ・ 不登校の定義をふまえて、年間30日をめやすとするが、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。

○児童や保護者から、いじめられて重大な被害が生じたという申し立てがあった時

- ・ 重大事態が発生したものとして報告・調査にあたる。

4 いじめ防止等の対策のための組織（第24条）

〈指導体制〉



※いじめ防止基本方針がきちんと機能しているかを組織を中心に点検し、必要に応じて見直しを行う。

〈いじめ防止対策委員会の役割〉

いじめ防止等の取組や計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。

重大事態が発生した場合は、次の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、名張市教育委員会に速やかに報告する。(学校長→市教委→市長)
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対する組織を実動する。(いじめ防止対策委員会)
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。(市いじめ問題専門委員会による調査等)
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

5 保護者・地域・関係機関等との連携(第22条)

〈組織的ないじめ対応の流れ〉

① 情報を集める

教職員、児童、生徒、保護者、地域住民その他から、いじめ防止対策委員会に情報を集める。
(いじめを発見した場合は、その場でその行為を止める。)

② 指導・支援体制を組む

いじめ防止対策委員会を機能させる。

③-A 子どもへの指導・支援を行う

- いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制をつくる。
- いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわない力を育む。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。

③-B 保護者と連携する

- つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童生徒(加害、被害とも)の家庭訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

③-C 関係機関と連携する

- 必要に応じ、警察・福祉等関係機関と連携する。

6 教育委員会との連携(第22条)

市教育委員会とは、随時報告や相談、連携・協力体制をとり、支援・指導のもと対応する。

注:第〇条は、いじめ防止対策推進法関係条項を意味する